

那覇市有料広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秘書広報課が所管する業務において募集した広告（以下「広告」という。）を、市の広報媒体に有料で掲載することに関して必要な事項を定める。

(掲載基準)

第2条 掲載する広告については、市の広報としての品位及びイメージを損なわないもの、並びに市民に不利益を与えないものとし、一般社会常識に基づき掲載の可否を決定する。

(募集等)

第3条 広告の募集及び掲載等は、直接秘書広報課が行う方法又は当該業務の取扱いを希望する者との契約により行う方法のいずれかとし、その選択は各年度毎に決定する。

2 広告の募集は、広報なは市民の友、那覇市ホームページ等により行う。

(規格等)

第4条 広告の規格等については、秘書広報課長が定める。

(掲載の優先順位)

第5条 広告掲載の優先順位は、公共性や品位を損なうことなく、かつ、那覇市の地域社会及び地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に資するものであることを基本原則として決定する。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市の指定した期日までに、広告案を提出しなければならない。

(掲載審査委員会の設置等)

第7条 秘書広報課が所管する広報媒体への掲載の可否を適正に審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、委員長を総務部長、副委員長を総務部副部長とし、委員を秘書広報課長及び広報班員をもって構成する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長が、その職務を代行する。

(掲載の決定等)

第8条 市長は、審査会の審査結果を受けて、掲載の可否を決定する。

(掲載料の納入)

第9条 掲載を決定された申込者（以下「広告主」という。）は、前条による掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、那覇市の都合により広告の掲載ができなくなったときはその限りでない。

(掲載期間)

第11条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最長12月とする。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載決定の取消し)

第13条 市長は、広告主又は広告内容が、この要綱又は那覇市有料広告掲載取扱基準に反することがあった場合は、広告掲載の決定を取消することができる。

(適用除外)

第14条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第9条及び第10条の規定は適用しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は秘書広報課長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年11月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。